

# 平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 生活安全  
 施策番号: 12 - 01

## 1 施策の基本情報

施策名	12 生活安全	展開方向	01 地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
担当当局	危機管理安全局		

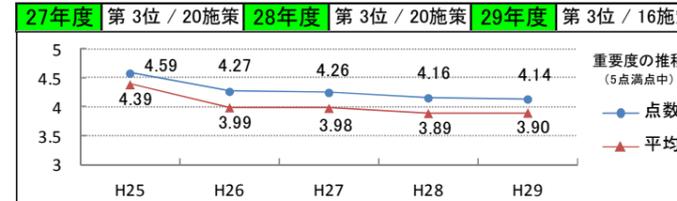
## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (H34)		実績値					進捗率 (H29)
		数	%	H25	H26	H27	H28	H29	
A 尼崎市の交通安全、治安等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	80.0	%	—	—	—	53.8	56.2	70.2%
B 市内の街頭犯罪認知件数	↓	3,643	件	6,359	5,721	5,073	4,280	3,962	91.9%
C 市内のひたくり認知件数	↓	0	件	175	150	71	42	59	—
D 市内の自転車盗難認知件数	↓	1,661	件	2,993	2,757	2,471	2,256	2,193	75.7%
E 市内の自転車関連事故認知件数	↓	608	件	1,043	1,009	896	825	840	72.4%

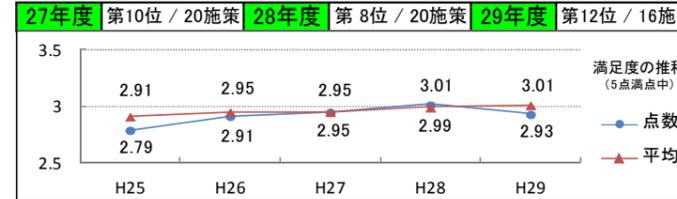
## 3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●防犯力の高い地域コミュニティづくり ●交通安全対策の推進
------	----------------------------------

### ●重要度



### ●満足度



## 4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 交通安全推進事業
2	拡充 街頭犯罪防止事業
3	
4	
5	

## 平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 街頭犯罪防止事業
2	拡充 交通安全推進事業
3	
4	
5	

## 平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 街頭犯罪防止事業
2	拡充 交通安全推進事業
3	
4	
5	

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■防犯力の高い地域コミュニティづくり
【防犯力の高い地域コミュニティづくり】	(目的)ひたくり現場表示、可動式防犯カメラの設置運用、地域団体への防犯カメラ設置補助、ウォーキングパトロール隊の運用等を引き続き実施することにより、安全で安心な地域社会の実現を図る。また、本市の街頭犯罪認知件数の約半数を占める自転車盗難対策についても継続して取り組み、本市の街頭犯罪の更なる減少につなげる。 (成果)①青色防犯パトロール活動を行う地域団体1団体を表彰し、2団体にに対し支援(活動用物品支給)を実施したほか、株式会社セブン-イレブン・ジャパンと防犯のまちづくり協定を締結した。また、市域の防犯カメラの活用として、防犯カメラを設置する事業者等の店先などに街頭犯罪防止事業協力店であることを示すステッカーを掲示し、周辺地域の防犯力が高いことを主張することで犯罪の抑止を図るなど、戦略的な取組を進めた。なお、平成29年のひたくり認知件数については対前年比17件増となっているものの、平成30年1月から3月末まででは2件と過去最低件数となっており、これらの各取組が進むことにより効果をあげてきている。(目標指標A・B・C) ②平成29年7月末時点で、前年に比べ増加傾向にあった自転車盗難を抑えるため、過去5年の盗難多発エリアを自転車盗難対策重点地域として取組み、自転車盗難が犯罪であると周知することや、地域の見守り力や防犯意識の向上を目的とした横断幕を設置することによる啓発を行うとともに、警報機付きロックを装備したダミー自転車を活用した社会実験を市内3か所にて実施するなど、継続事業と合わせて進めることで、盗難認知件数が2,193件(前年比63件減)となり、自転車盗難認知件数の減少につながったと考える。(目標指標A・D) (課題)①②ひたくりや自転車盗難対策への取組が効果をあげ、街頭犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、本市の治安やマナーに関する負のイメージを完全に払拭するには至っていないことから、これまでの取組に加え、市域外にまたがる広域的な犯罪を抑止するための対策などの様々な施策を展開するとともに、その成果について、より一層のPRを行う必要がある。
	■交通安全対策の推進
【交通安全対策の推進】	(目的)幼児、児童や高齢者向けの交通安全教室等を開催して、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全運動を通じ、交通安全意識の向上と交通事故の防止を図る。 (成果)③自転車教室を受講する小中学生を対象に自転車の交通ルール・マナーの習熟度テストを実施(平均正答率87.2%)し、小中学生の理解度の把握を行った。また、テスト結果の分析を行ったことで、小中学生の間違えるポイントが歩道通行時のルールに関することであると判明した。(目標指標A) ④高齢者の運転免許証自主返納を促進するために、高齢者運転免許自主返納サポート協議会へ加盟した。また、高齢者向けの交通安全教室を積極的に実施(実施回数及び人数の実績:平成28年度13回345人⇒平成29年度26回583人)したほか、高齢者向けのリーフレットを作成し老人クラブ等を通じて配布を行うなど、高齢者の交通安全意識の向上を図った。(目標指標A) ⑤尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づいた自転車適正利用指導を開始し、三和本通商店街や踏切等を重点的に、平成29年10月から延べ86回、2,217人へ口頭指導を行った。また、危険とされた理由を示した指導カードを手渡し、危険な理由と正しい利用方法を指導することで自転車の適正利用に一定の効果が見られた。(目標指標A・E) (課題)③自転車の交通ルール・マナーについては、習熟度テスト結果の分析で判明した内容に基づき、テストの内容等や説明の仕方を工夫するなど、より一層の理解と浸透を図るとともに、児童・生徒が自ら考えることのできる仕組みも検討していく必要がある。 ④交通事故による死者数のうち、高齢者が占める割合が年々増加していることから、引き続き高齢者の交通事故減に向けて取り組んでいく必要がある。 ⑤条例に基づく自転車適正利用指導については、自転車関連事故マップを更新し、事故多発箇所の分析による指導箇所等の検討を行う必要がある。また、三和本通商店街をモデルとして指導を継続することにより、さらなるルールの定着を図る必要がある。

## 6 施策評価結果

平成30年度の取組	
【防犯力の高い地域コミュニティづくり】	①②自転車盗難については、被害が多く発生している駅周辺部など盗難対策重点地域を示す横断幕の設置や、警報機付きロックを装備した自転車の地域への貸出など、地域と連携した盗難対策を本格的に実施する。また、地域と盗難発生状況の情報等の共有化をすることにより、地域がもつ防犯力を向上させ、街頭犯罪全体の減少につなげる。 ①②市域外にまたがる広域的な犯罪を抑止するため、市境に横断幕を設置することで、「見られている」という意識を与え、犯罪の抑止を図る。 ①②ひたくり認知件数が本年5月時点において、過去最低件数で推移している中、市域の防犯カメラの活用策などの街頭犯罪防止に関する様々な取組の成果を、客観的な数値やグラフなどを用いて積極的にPRすることで、市民の体感治安の向上につなげる。 【交通安全対策の推進】 ③習熟度テストについては、より一層の理解と浸透を図るため、テスト内容の見直しを行い実施するとともに、自転車教室においても歩道通行時のルールを意識した説明を行う。 ③⑤自転車関連事故マップの更新を行い、条例に基づく自転車適正利用指導等での活用や、HPIにて注意喚起を行うなどすることでルール遵守やマナー向上を図る。 ③⑤小学校から5校程度のモデル校を選定し、児童自身が自転車関連事故発生危険箇所を現地へ行って確認することで、事故が多い原因や登下校時の注意事項などを自ら考え、気づくためのグループワークを実施する。また、そこで得られた課題や成果を習熟度テストの内容に反映するなど、学校や保護者等へ幅広く周知することで、交通安全意識の向上と交通事故の防止を図る。 ④引き続き、高齢者向けの交通安全教室を積極的に実施するなど、高齢者の事故防止に向けた取組を進める。
新規・拡充・事業見直し等の提案につながる項目	【防犯力の高い地域コミュニティづくり】 ①②現在実施している事業に加え、今後の更なる体感治安の向上のため、より効果のある未然防止策を検討する。 ①②街頭犯罪等の施策について、常に現状を分析するとともに、事業効果や効率性も意識しながら、時勢に応じた施策を展開できるよう取組を進める。 【交通安全対策の推進】 ③⑤平成30年度の取組を検証するなかで、テキスト等で周知を行うなど、交通安全意識の向上と交通事故の防止を図る。

・市内の街頭犯罪認知件数や自転車盗難認知件数は減少しているが、依然として「交通安全や治安の面で安心感を持っている市民の割合」が目標に達していない状況にあり、引き続き、街頭犯罪等の抑止に取り組む。 ・本市の治安やマナーに対する負のイメージが課題である中、これまでの取組や成果についての情報発信を強化していくことで、本市のイメージアップにつなげていく必要がある。 ・交通ルールの習得や交通マナーの向上については、小中学生を対象とした習熟度テストの分析の結果を踏まえ、引き続き学校や警察等とも連携しつつ、効果的・効率的な指導方法について検討していく。
--

# 平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 生活安全  
 施策番号: 12 - 02

## 1 施策の基本情報

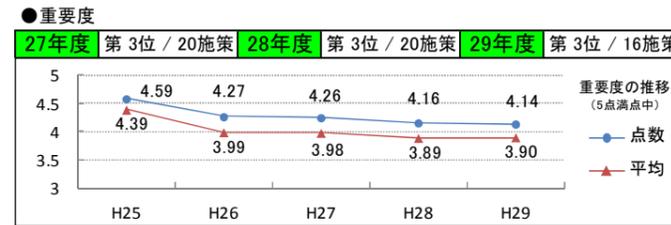
施策名	12 生活安全	展開方向	02 市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。
主担当局	危機管理安全局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値(H34)	実績値						進捗率(H29)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30~H34	
A 尼崎市で安全・安心・快適に自転車を利用できていると感じている市民の割合	↑	60.7 %	—	—	—	40.7	38.2		62.9%
B 市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓	285 台	3,086	2,045	1,169	570	319		89.3%
C 市内の自転車盗難認知件数	↓	1,661 件	2,993	2,757	2,471	2,256	2,193		75.7%
D 市内の自転車関連事故認知件数	↓	608 件	1,043	1,009	896	825	840		72.4%
E									

## 3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●自転車総合政策の推進
------	-------------



## 4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1 拡充	自転車のまちづくり推進事業
2	
3	
4	
5	

## 平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1 拡充	自転車総合政策推進事業
2 拡充	駐輪施設等維持管理事業
3	
4	
5	

## 平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1 新規	自転車総合政策推進事業
2 拡充	駐輪施設等維持管理事業
3	
4	
5	

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	●自転車総合政策の推進
【自転車総合政策の推進】	総合戦略 ⑤・⑥
<p>(目的)自転車利用に適した都市としての特性を、まちの強みと位置付け、環境や健康面等における自転車の持つメリットを最大限に活用したまちづくりを推進し、本市における自転車の位置づけを都市課題から都市魅力へと転換する。</p> <p>(成果)①自転車のまちづくり関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、尼崎市自転車のまちづくり推進庁内連携会議における議論や尼崎市自転車のまちづくり推進協議会における意見聴取などを経て、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(計画期間:平成30~34年度)を策定した。(目標指標A)</p> <p>②自転車関連事故対策として、平成29年10月に施行した「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」に基づく自転車適正利用指導を実施した。(目標指標D)</p> <p>③自転車盗難対策として、警報機付きロックを装備した自転車を活用した社会実験を実施した。(目標指標C)</p> <p>④自転車の放置対策として、平成26年度から実施している民間駐輪場整備補助金により726台分の駐輪場が整備された(官民併せ現在約44,000台)。また、市内主要駅周辺で、経年劣化で汚損、破損しているバリケード等のサインキューブへの置き換えを行うと共に、放置自転車の撤去回数を増やし(平成27年度308回、平成28年度402回、平成29年度450回)、これらの取組の結果、放置自転車台数が、4年連続で大幅に減少した。さらに、商業施設及び共同住宅における駐輪場附置義務の制度見直しの検討結果に基づき、条例施行規則の改正に向けた取組を進めた。(目標指標A・B)</p> <p>⑤尼崎の森中央緑地を中心とした南部臨海地域における利用状況の調査のため、兵庫県と共催でコミュニティサイクルの社会実験を実施した。(2か年事業予定の内の1年目)(目標指標A)</p> <p>⑥自転車走行空間整備事業は、国のガイドラインの改定に伴い「尼崎市自転車ネットワーク整備方針」を改定し計画路線の追加を行った(市域の計画延長は約67kmから約85kmに変更。整備済み延長約7.5km(約9%))。(目標指標A)</p> <p>⑦市民や事業者などが本市の自転車のまちづくりの推進に参画するきっかけとなるように、まずは、自転車を活用した観光やイベントなどの魅力に関する情報や事故防止、放置対策などの課題解決に向けた取組の情報をワンストップで取得できる、尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」を開設(平成30年3月)し、自転車のまちづくりの周知を図った。(目標指標A)</p> <p>(課題)①~⑦平成30年度からは、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定)に基づき、庁内各課が、これまで以上に総合的かつ計画的に、自転車関連施策を進めていく必要がある。</p> <p>②「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」に基づく自転車適正利用指導を継続する中で、全市的に自転車の交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図るため、指導箇所の見直しを行うとともに、自転車利用マナーが課題となっている地下道等においては、実態把握調査や原因分析を行う必要がある。</p> <p>③自転車盗難認知件数は減少傾向にあるものの、本市の治安やマナーに関する負のイメージを完全に払拭するには至っていないため、引き続き、様々な施策を展開する必要がある。</p> <p>④阪急武庫之荘駅、阪急塚口駅などにおいては、依然、駐輪場が不足している。また、市内の経年劣化したバリケードをサインキューブへ置き換えているが、未だ劣化したバリケードが残っている。</p> <p>⑤民間事業者によるコミュニティサイクルビジネスなどの情勢の把握に努め、実験の設定条件(台数、ポート数、期間等)をさらに工夫する必要がある。</p> <p>⑥国庫支出金の安定した確保に加え、地域や地元の理解を得ていかなければならない。</p> <p>⑦市民や事業者などが自転車のまちづくりに関する情報を得られるよう、ポータルサイトのより効果的な活用が必要である。</p> <p>⑧自転車のまちづくりの推進を図るため、市民や事業者などの参画につながるような、仕組みの構築が必要である。</p>	

## 6 施策評価結果

平成30年度の取組	
【自転車総合政策の推進】	<p>①~⑦尼崎市自転車のまちづくり推進計画に基づき各種施策を総合的かつ計画的に進める(PDCAサイクル)とともに、国の自転車活用推進計画(今夏策定予定)の内容などを確認していく。</p> <p>②自転車関連事故マップの更新及び活用を行う。また、利用マナーが課題となっている地下道等において、実態把握調査や原因分析を行い、改善策について検討する。さらに、事故多発箇所を中心に「自転車とまれ」マークを実験的に設置し効果測定を行う。</p> <p>③警報機付きロックを装備した自転車の地域への貸出など、地域と連携した盗難対策を本格的に実施する。</p> <p>④民間駐輪場整備補助金を引き続き実施し、阪急武庫之荘駅においては、民間活力も含めた駐輪場の整備に努める。</p> <p>④引き続きバリケードに代わるサインキューブの置き換えを阪急塚口駅、阪急園田駅、阪神出屋敷駅を中心に順次実施する。</p> <p>④商業施設等における駐輪場附置義務について、条例施行規則の改正を行う。</p> <p>⑤平成30年度については、市域の南北間のアクセスにも着目し、民間事業者の動向も踏まえながら、引き続き、兵庫県との共催で実施する。</p> <p>⑥ネットワークに追加した新幹線側道において、自転車の通行位置を案内する表示(矢羽根)の整備を進める。また、地域や地元に対しては十分な説明や調整を図り、協力を呼び掛けていく。</p> <p>⑦ポータルサイト「尼っ子リンリン」及び同ツイッターによる定期的な情報の発信を行うだけでなく、市民からの情報提供ツールとしても活用する。</p> <p>⑦本市の自転車のまちづくりをサポートしている団体や個人を認証し、その取組を広く周知する「グッと!あまりんサポーター制度」を創設する。</p> <p>⑦市民や事業者などの参画につながるような、仕組みの構築に向けた検討を行う。</p>
新規・拡充・事業見直し等の提案につながる項目	<p>【自転車総合政策の推進】</p> <p>①~⑦自転車に関する課題解決に加え、自転車がより快適に走行できるような環境整備や自転車の持つメリットをより活用できる施策について、更なる検討を行う。</p>

<p>・自転車のまちづくり関連施策を総合的・計画的に推進するため、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」を策定した。本市における自転車の位置づけを都市課題から都市魅力へと転換していくため、引き続き、計画に基づいた各種関連施策を進めていく必要がある。</p> <p>・コミュニティサイクルについては、民間事業者による参入動向についても注視するとともに、引き続き、昨年度から行われている県との共催の社会実験に取り組んでいく。</p> <p>・民間駐輪場の整備や放置自転車の撤去回数を増やしたこと等により、市内全駅における放置自転車の数が減少した。今後も商業施設や共同住宅における駐輪場附置義務制度の見直し等により、更なる放置自転車の減少に向けての取組を進める。</p>
---

# 平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 生活安全  
 施策番号: 12 - 03

## 1 施策の基本情報

施策名	12 生活安全	展開方向	03 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
主担当局	危機管理安全局		

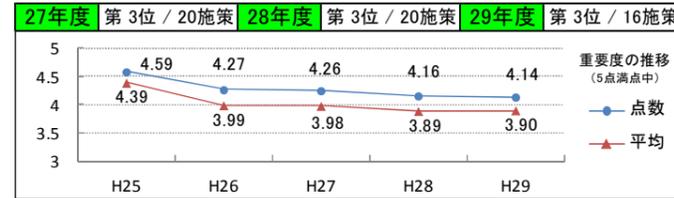
## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (H34)		実績値					進捗率 (H29)	
				H25	H26	H27	H28	H29		H30~H34
A 尼崎市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	90.0	%	—	—	—	82.7	80.2		89.2%
B 消費生活相談件数	↓	2,768	件	3,392	3,494	3,427	3,164	3,036		91.2%
C										
D										
E										

## 3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●安心できる消費生活を実現する環境づくり
------	----------------------

### ●重要度



### ●満足度



## 4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

## 平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

## 平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)
<p>行政が取り組んでいくこと ■安心できる消費生活を実現する環境づくり</p> <p>【消費生活情報の発信等】                      (目的)悪質商法やインターネットを介した詐欺的な架空請求など、消費者被害が複雑化するなかには、消費者被害の未然防止や被害者の救済のための消費生活相談を実施するだけでなく、消費生活問題について市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となることで、消費者被害にあわないよう備える必要があり、そのための支援策についても推進していく。                      (成果)①特殊詐欺の被害者となりやすい高齢者に対し、各警察署と連携したキャンペーンを行い(阪急塚口駅前、市役所1階)、市民意識の向上や被害の未然防止を図った。また、地域包括支援センターで消費者問題に関する出前講座を行うことで、情報の共有化を図った。(指標A、B)                      ②県の消費者行政推進交付金等を活用し、くらしのトラブル防止セミナー、消費者フェスティバルの開催及び小学生への消費者問題啓発パンフレットの配布等を通じて被害の未然防止を図った。(指標A、B)                      (課題)①高齢者を対象とした特殊詐欺の被害が全国的に増加傾向にあり、尼崎市も例外なく増加しているため、地域包括支援センター等との連携及び更なる情報の共有を図り、啓発の充実に取り組む必要がある。                      ②スマートフォンの普及等により、若者を対象とした消費者教育の充実に取り組む必要がある。                      ③人や社会・環境に配慮した消費行動(倫理的消費)への関心が高まっているなか、本市においてもその重要性等を啓発する消費者教育に取り組む必要がある。</p> <p>【適正な計量の実施の確保】                      (目的)適正な計量の実施を確保することにより、消費者が商取引上の不利益を被らず、適正な商取引の安全の確保を行う。                      (成果)⑤商店・工場などの事業所において、取引・証明に使用されている特定計量器(政令で定められている計量器)は、計量法第19条により2年に1回、定期検査の受検義務がある。本市においては、同法第20条により「一般社団法人兵庫県計量協会」を指定定期検査機関に指定し、定期検査及び特定計量器の使用、管理等の指導業務を委託している。平成29年度は市内東部(園田地区・立花地区・小田地区)を巡回し、定期検査等を実施した。                      また、計量法第148条により、適正な計量の実施の確保を図るため、市内計量器の使用者への立入検査を実施した。</p>

平成30年度の取組
<p>【消費生活情報の発信等】                      ①高齢者を狙った悪徳商法や詐欺被害の防止に向けて、情報発信・意識啓発の充実にに向けた取組について地域包括支援センター等と協議を行い、消費者被害の未然防止に取り組む。                      ②引き続き20歳未満の若者の消費者被害の防止に向けた意識啓発に取り組む。                      ③倫理的消費の普及・促進に取り組む賢い消費者の育成を図る。</p> <p>【適正な計量の実施の確保】                      ⑤引き続き指定定期検査機関である兵庫県計量協会による特定計量器の定期検査及び指導を行うことにより、適正計量の実施・確保に努める。                      ⑤計量行政における課題解決や情報交換を行う全国特定市計量行政協議会関西地区会議の平成31年度本市での開催に向けて準備を進める。</p>

新規・拡充・事業見直し等の提案につながる項目
<p>【消費生活情報の発信等】                      ①市のホームページ等において、特殊詐欺や悪徳業者の巧妙な手口に関して広く注意喚起を行うなど、啓発を実施しているが、特に高齢者が被害に遭わないよう啓発内容、発信手法を新たに検討する。                      ②若者に対して、消費者としての基礎的知識の習得、被害・トラブルの未然防止に向けた啓発取組について検討する。</p>

## 6 施策評価結果

<p>・消費生活相談件数は減少しているが、スマートフォンの普及によるトラブルや、倫理的消費への関心の高まりなど、消費者生活問題が多様化している。特に高齢者を狙った特殊詐欺が全国的に増加していることから、未然防止に向けた情報発信や意識啓発とともに、福祉分野とも連携した対策に取り組む必要がある。</p>
--